

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第72号 発行日：令和6年3月11日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

近畿勝訴判決に被告ら控訴

令和5年9月27日、大阪地方裁判所において言い渡されたノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟の判決は、原告128人全員を水俣病と認定する画期的な判決でした。

私たちノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連会議（「ノーモア・ミナマタ全国連」）のメンバーは、判決当日から上京し、被告らに対し

て、控訴をせず直ちに被害者への補償と水俣病の最終解決を図るよう申し入れをしました。

しかし、被告国・熊本県・チッソはいずれも、この判決を不服として控訴しました。

ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟は、土俵を大阪高等裁判所に移してたたかいを続けていくことになります。

怒濤の東京行動

令和5年12月11日から12日にかけて、ノーモア・ミナマタ被害者・弁護団全国連絡会議（「全国連」）による東京行動が行われました。これは、9月27日の画期的な近畿訴訟判決を受けて、①国に和解解決に向けた協議の開始を求める国会内の機運を高めること、②国会議員に熊本訴訟判決（令和6年3月22日）や新潟訴訟判決（令和6年4月18日）の勝利に向けた支援要請を行うことなどを目的に全国連のメンバーが多数、熊本、近畿、新潟から上京して取り組まれたものです。

全国各地から集まった弁護士、原告、支援者が8つのチームを作り、2日間にわたって、国會議事堂の隣りにある議員会館で、日ごろ私

たちの運動を支援いただいている水俣病被害者とともに歩む国会議員連絡会（「議連」）の議員、熊本・鹿児島、新潟、近畿などの地元選出の議員を中心に130名余りの議員の部屋を回って支援を訴えました。

また、12日の昼には議連との懇談会を開催して、水俣病問題の最終解決に向けて意見交換をしました。

全国連は、近畿に続いて熊本、新潟でも勝訴判決を勝ち取り、それを力に国に最終解決を迫りたいと考えています。それを実現するには、新たな法律の制定も含めた国会議員の支援や協力が不可欠です。ご支援をよろしくお願いいたします。

続くぞ！勝利判決！

熊本 令和6年3月22日

ノーモア・ミナマタ第2次熊本訴訟の判決が、令和6年3月22日（金）11：00～熊本地方裁判所で言い渡されます。

近畿判決に続く勝利判決第2弾になると確信しています。

新潟 令和6年4月18日

ノーモア・ミナマタ第2次新潟訴訟の判決が、令和6年4月18日（木）13：30～新潟地方裁判所で言い渡されます。

近畿・熊本に続く勝利判決第3弾になると確信しています。

熊本第3陣以降の原告の口頭弁論期日

令和6年1月26日（金）14：00～、
熊本地方裁判所で、ノーモア・ミナマタ第2
次熊本訴訟の第51回口頭弁論期日が開かれ
ました。

熊本訴訟の原告は、第1陣から第14陣ま
で1400名ですが、第1陣と第2陣の計1
44名については、令和5年9月8日の口頭
弁論期日で結審し、令和6年3月22日に判
決が言い渡されます。

1月26日は、第3陣以降の原告についての
口頭弁論期日でした。

原告側は、「病像論について」（中島潤史弁護士）、「疫学について」（菅一雄弁護士）、「訴訟進行について」（寺内大介弁護士）のテーマで意見陳述を行いました。

被告側は国とチッソが意見陳述を行い、令和5年9月27日の近畿裁判決の評価を念頭に置いた主張の応酬になりました

（連絡先） ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団
〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1
マルダイビル1階 たんぽぽ法律事務所内（担当 広瀬）
電話 096-247-6185 FAX 096-247-6186
HP <http://www.no-more-minamata.jp/>

ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索



[公式キャラクター]
ミナノちゃん